

四万十市における学校部活動の地域展開に向けた推進計画

	令和5～7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	改革推進期間	改革実行期間（前期）			改革実行期間（後期）		
国	休日における学校部活動の地域連携や地域移行に向けた期間 ・地域移行等に向けた実証事業 ・部活動指導員の配置支援 ・新たなスポーツ環境の構築等	【休日】改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す 【平日】各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（国において実現可能な活動の在り方等を検証） 新たな補助制度の創設					
県	検討会議による地域連携・地域移行について協議検討 ・国の実証事業を活用し地域移行の課題等を精査 ・部活動指導員の拡充 ・合同部活動（拠点校方式等）の検討	改正給特法の目標に沿って、全公立中学校の部活動について地域展開等を加速化する 【休日】令和10年4月までに、原則、教員が休日に指導を行わない体制に移行 【平日】移行を推進しつつも指導者が確保できない等の場合は当面、教員が指導 令和10年度までを重点期間とし、集中的に取り組む					
改正給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等）		令和11年度までに教員の時間外在校等時間を月平均30時間程度に縮減する			継続		
市	検討委員会による地域連携・地域移行について協議検討 R5:2回 R6:2回 R7:2回 【総括】 ・拠点校方式 ・部活動指導員活用 ・地域クラブ活動の実証事業（ソフトテニス） ・生徒数の減少 ・単独校で団体競技が組めない ・子どもの活動選択肢の減少 ・教員の働き方改革（負担軽減） ・部活動の維持は困難 ・地域協力による地域クラブ活動の設立	学校部活動は地域展開し、最終的に終了していく					
	学校部活動（市立3中学校：中村・中村西・西土佐） ○地域連携活動 拠点校部活動（サッカー、バレーボール男子、野球、柔道） 部活動指導員（バスケットボール、陸上、卓球、相撲、柔道、音楽）	地域クラブ化を目指す					
	○受け皿となる地域クラブがある活動（設立予定含む） ソフトテニス（男子・女子）⇒S×CREW（令和8年度認定） バレーボール（女子）⇒中村クラブ（令和8年度認定） 野球 ⇒HATAベースボールクラブ（順次移行予定） 相撲 ⇒道場中村（順次移行予定）	地域クラブへ順次移行			地域クラブによる活動（完全移行を目指す）		
	○単独部活動（現時点で地域連携活動・受け皿となる地域クラブがない活動） 剣道、美術、家庭科、英語 新たな受け皿の創出、活動内容の精査等を検討	活動内容の精査（休日は活動しないなど）、残す部活動の選択判断（段階的な部の廃止検討）					
	新たな受け皿の創出 新規種目や多種目（マルチスポーツ活動）での活動 既存の地域団体での受け入れ	新規種目や多種目での活動の創設、既存の地域団体での受け入れなど多様な活動					
							平日・休日とも地域クラブ活動による活動、学校部活動の終了